

NEC

856-123261-005-01
2006年 3月 第2版

N8730 - 19301 / 19302

自立スタンド

取り扱いの手引き

開示および用途制限資料

この資料に関するすべての権利は日本電気株式会社にあります。
提供された目的以外にこの資料を使用することはできません。
また、日本電気株式会社の許可なくこの資料の複製・改変・第三者への
開示を行うことはできません。

日本電気株式会社

本書は、必要なときすぐに参照できるよう、お手元に置いておくようにしてください。
「使用上のご注意」を必ずお読みください。

取り付け不備、取扱い不備による事故、損傷については、当社は責任を負いかねます。


使用上のご注意 —必ずお読みください—


本製品を安全に正しくご使用になるために必要な情報が記載されています。

安全にかかわる表示について







本製品ならびに装置本体を安全にお使いいただくために、本書の指示に従って操作してください。本書には装置のどこが危険か、指示を守らないとどのような危険に遭うか、どうすれば危険を避けられるかなどについて説明されています。また装置内で危険が想定される箇所またはその付近には警告ラベルが貼り付けられています。

本書および装置本体に貼り付けられている警告ラベルでは、危険の程度を表す言葉として、「警告」と「注意」という用語を使用しています。それぞれの用語は次のような意味を持つものとして定義されています。



 **警告** 指示を守らないと、人が死亡する、または重傷を負うおそれがあることを示します。

 **注意** 指示を守らないと、火傷やけがなどを負うおそれや物的損害を負うおそれがあることを示します。

危険に対する注意・表示は次の3種類の記号を使って表しています。それぞれの記号は次のような意味を持つものとして定義されています。

	注意の喚起	この記号は指示を守らないと、危険が発生するおそれがあることを表します。記号の中の絵表示は危険の内容を図案化したものです。	(例)  (感電注意)
	行為の禁止	この記号は行為の禁止を表します。記号の中や近くの絵表示は、してはならない行為の内容を図案化したものです。	(例)  (分解禁止)
	行為の強制	この記号は行為の強制を表します。記号の中の絵表示は、しなければならない行為の内容を図案化したものです。危険を避けるためにはこの行為が必要です。	(例)  (プラグを抜く)

(表示例)

注意を促す記号	危険に対する注意の内容	危険の程度を表す用語
	指定以外のコンセントに差し込まない	注意
	電源は指定された電圧、電源の壁付きコンセントをお使いください。指定以外の電源を使うと火災や漏電の原因となります。	

設置に関する注意事項

注意



指定以外の場所に設置しない

本装置を次に示すような場所に設置しないでください。火災の原因となるおそれがあります。

不安定な場所
ほこりや油煙、たばこの煙の多い場所
給湯器のそばなど湿気が多い場所
直射日光が当たる場所
温度や湿度の高いところや水のかかる場所
エアコンディショナーの吹き出し、吸い込み口のそば
通気孔をふさぐようなところ
振動の多いところや衝撃や強い力の加わるところ



中途半端に取り付けない

自立スタンドをパネルコンピュータに取り付けるネジは中途半端に取り付けないでください。装置が倒れて周辺の家財に損害をあたえるおそれがあります。



電源コードを接続したまま自立スタンドの取り付けや取り外しをしない

自立スタンドの取り付け/取り外しはパネルコンピュータの電源コードをコンセントから抜いて行ってください。たとえ電源をOFFにしても電源コードを接続したままケーブルやコネクタに触ると感電したり、ショートによる火災の原因となるおそれがあります。

はじめに

このたびは、「N8730 - 19301 / 19302 自立スタンド」をお買い求めいただき、まことにありがとうございます。

本製品をご使用になる前に、本書で記載されている注意事項をよくご理解、ご確認の上、取り扱ってください。



「N8730 - 19301 / 19302 自立スタンド」は、パネルコンピュータをたてかけることができる専用のスタンドです。

本書について

本書は、「N8730 - 19301 / 19302 自立スタンド」を正しくかつ安全に本体装置に取り付け、本体装置をたてかけて設置できるようにするための手引き書です。
本書は常に本体のすぐそばに置き、いつでも参照できるようにしてください。

本文中の記号について

本書では巻頭で示した安全にかかわる注意記号の他に2種類の記号を使用しています。これらの記号と意味をご理解になり、装置を正しくお取り扱いください。

 重要	装置の取り扱いや、ソフトウェアの操作で守らなければならない事柄や特に注意をすべき点を示します。
 チェック	装置やソフトウェアを操作する上で確認しておく必要がある点を示します。

構成品

本製品の梱包箱の中には、次のものが入っています。すべて揃っていることを確認してください。
万一、足りないものや損傷しているものがある場合は、販売店にご連絡ください。

項番	品名	数量	備考
1	自立スタンド	1	
2	ネジ (M4X8)	6	
3	取り扱いの手引き	1	本書

第三者への譲渡について

本製品を第三者へ譲渡（または売却）するときは、本書を一緒にお渡しください。

本製品の廃棄について

本製品の廃棄については、各自治体の廃棄ルールに従ってください。詳しくは、各自治体へお問い合わせください。

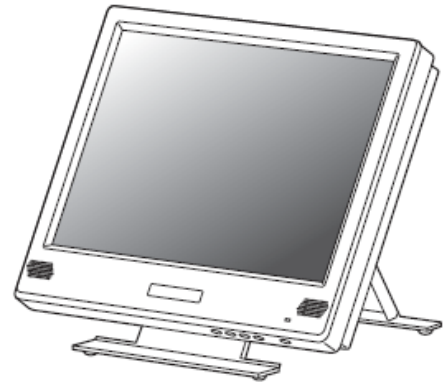
取り付け手順

机の上に立てて置く(自立スタンド)

オプションの自立スタンドに立てかける手順を説明します。会議や商談の席で机の上に立てた状態にして設置して、スタッフや商談相手のお客様に表示内容を見せながら打ち合わせを進めていくことができます。

55度、60度、および65度の角度で本装置を立てかけることができます。

工具はプラスドライバを用意してください。



1. 本装置の表面を下に向け、丈夫で水平な机の上にていねいに置く。



チェック

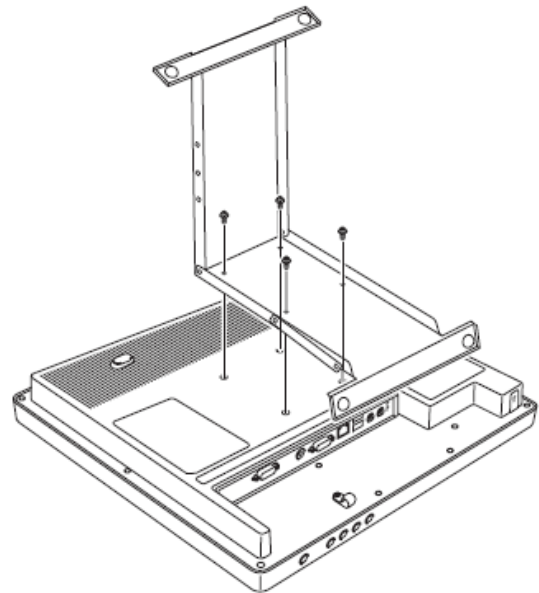
机の上にドライバやボールペンなどの固いものや異物を置いていないことを確認してください。また、机の上に液体などがこぼれていないことも確認してください。本装置のパネル部分を破損してしまうおそれがあります。

2. 本装置裏面にあるネジ穴(4か所)とスタンドにあるネジ穴を合わせて、ネジで固定する。



重要

- ネジはスタンドに添付のものを使用してください。添付されているネジ以外のネジを使うと本装置の破損の原因となります。
- この時点ではまだ自立スタンドが固定されていません。しっかりと自立スタンドと本装置を支えてください。



3. 本装置をしっかりと持って立てる。

重要

この時点ではまだ自立スタンドが固定されていません。しっかりと自立スタンドと本装置を支えてください。

4. 本装置の向き(角度)を決める。

本装置は55度および60度、65度の角度で立てかけることができます。角度は自立スタンドの固定ステーのネジ止め位置で決まっています。

5. 自立スタンドのステー(両サイド)をネジで固定する。

ネジは自立スタンド添付のネジを使用してください。

